

高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成事業のお知らせ

墨田区では、公害医療手帳をお持ちの方が、高齢者インフルエンザ予防接種を接種したとき、自己負担額として支払った金額を助成する事業を下記のとおり実施します。

記

| | |
|---------|--|
| 対象となる方 | 次のすべてに該当する方 1 墨田区公害医療手帳をお持ちの方 2 高齢者インフルエンザ予防接種予診票により予防接種実施医療機関で予防接種を受けた方 3 高齢者インフルエンザ予防接種費用（自己負担）を支払い、その領収証等をお持ちの方 |
| 助成金額 | 自己負担額（期間中1回のみ） |
| 助成金請求期間 | 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで |
| 提出する書類 | 1 助成金交付申請書 2 請求書兼口座振替依頼書 3 高齢者インフルエンザ予防接種予診票（本人控）の原本 4 医療機関から発行された領収書またはレシート（コピー可） ※提出書類は保健計画課保健計画担当へ郵送または窓口へお持ちください。（令和3年3月31日必着） ※ご提出いただいた原本は、確認後返却いたします。 |
| 助成の方法 | 請求者の銀行口座に振り込みます。 （振り込みが確定しましたら決定通知を送付いたします。） |

※ご注意

墨田区外にお住まいの方へ

この助成事業は、墨田区公害医療手帳をお持ちの方であれば、墨田区外在住の方も対象となります。

なお、高齢者インフルエンザ予防接種予診票がない方は、お住まいの保健所等へお問い合わせください。

高齢者インフルエンザ予防接種予診票（本人控）を受取れない場合は、同封のインフルエンザ予防接種済証を提出してください。

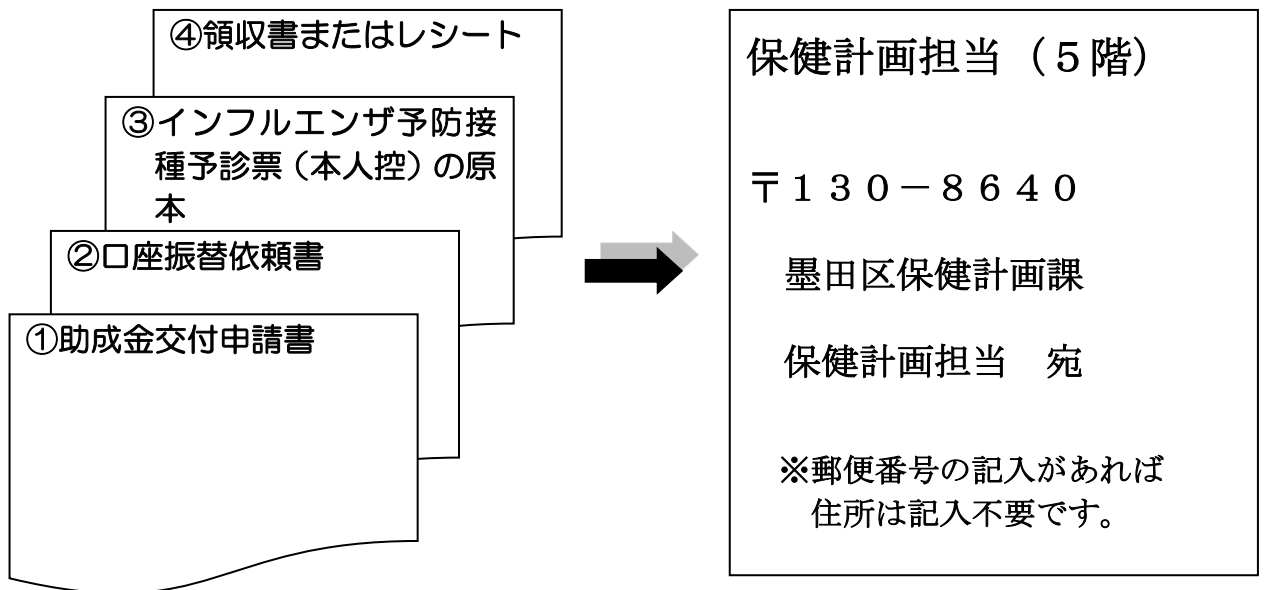
『費用助成に関するお問合せ先』

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当（庁舎5階）
電話 03-5608-6190

（裏面もご覧下さい）

申請手続きの流れ

- 1 お住まいの保健所から高齢者インフルエンザ予診票が郵送されますので、予防接種実施医療機関で予防接種を受けて自己負担金を一旦お支払いください。
必ず、医療機関から「領収書」と「高齢者インフルエンザ予防接種予診票（本人控）」を受け取ってください。
- 2 同封の「助成金交付申請書」と「口座振替依頼書」に必要事項をご記入ください。
- 3 以下の必要書類4点を保健計画担当へ、郵送又は担当窓口までお持ちください。



ご注意！！ —申請書に書いた内容を訂正するとき—

御記入いただいた内容を訂正するときは、訂正箇所に二重線を引き、書き直しをしたうえ、その線上に申請書と同じ印鑑で訂正印を押してください。